

熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金貸付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が定める「熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る熊本県に対する資金の貸付けに関する準則」（平成28年7月20日規程28第21号。以下、「準則」という。）に基づき、公益財団法人くまもと産業支援財団（以下「財団」という。）が実施する被災中小企業施設・設備整備支援事業（以下「支援事業」という。）の資金を知事が財団に対して貸し付けるにあたり、準則に定める事項のほか、その貸付けに関し必要な事業を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 貸付事業 準則第1条第2項に掲げる、被災中小企業事業者等に対して資金の貸付けを行う事業
- (2) 管理事業 準則第1条第2項に掲げる、貸付事業を実施するために必要な事務を行う事業
- (3) 貸付金 この要綱に基づき、知事が財団に貸し付ける資金
- (4) 事務費充当基金 運用益により第2号に掲げる管理事業を実施するため、財団が造成する基金

(貸付け)

第3条 知事は、予算の範囲内において、貸付事業に係る貸付金の貸付けを行うものとする。

2 知事は、予算の範囲内において、管理事業に係る貸付金の貸付けを行うものとする。

(貸付金の使途)

第4条 財団は、前条第1項の規定により貸付けを受けた貸付金について、貸付事業の貸付金として使用するものとする。

2 財団は、前条第2項の規定により貸付けを受けた貸付金について、事務費充当基金の造成資金として使用するものとする。

(区分経理)

第5条 財団は、第2条第1号及び第2号に係る経理は、それぞれ他の経理と区分して整理するものとする。

(事業実施計画書及び貸付要綱の承認)

第6条 知事は、財団から貸付事業を開始する前に、被災中小企業施設・設備整備支援事業の各年度の事業概要を定めた事業実施計画書（別記第1号様式）及び貸付事業の対象者、貸付手続等を定めた貸付要綱の提出を受け、その内容を適当と認めるときは事業実施計画承諾書（別記第2号様式）により承認するものとする。

2 財団は、前項により承認を受けた事業実施計画を変更する場合には、事業実施変更申請書（別記第3号様式）により申請し、知事の承認を受けるものとする。

(貸付決定)

第7条 知事は、前条第1項の承認をした場合には、速やかに機構に対し、貸付事業に係る借入申請書を提出し、貸付決定通知書を受けるものとする。

2 知事は、前条第2項の承認をした場合には、速やかに機構に対し、貸付事業に係る貸付決定変更申請書を提出し、貸付決定変更通知書を受けるものとする。

3 知事は、第1項又は前項の規定による通知書を受けた場合には、前条第1項又は第2項の規定により承認した計画に基づき、財団からの申請により貸付金額の決定をすることができる。

(事業計画)

第8条 知事は、財団から毎事業年度の事業を開始する前に、熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業計画申請書（別記第4号様式）の提出を受け、その内容が妥当と認められるときは、熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業計画承認書（別記第5号様式）により承認するものとする。ただし、貸付事業を開始する年度においては、第6条第1項に掲げる事業実施計画書と併せて提出を受け、その内容が妥当と認められるときは、承認するものとする。

2 知事は、財団が前項の承認した事業計画に記載された事業を変更（中止又は廃止を含む。）しようとするときは、あらかじめ事業計画変更等承認申請書（別記第6号様式）の提出を受け、その内容が妥当と認められるときは、熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業計画承認書（別記第5号様式）により、承認するものとする。

3 知事は、財団から毎事業年度終了後3か月以内に、事業実績報告書（別記第7号様式）の提出を受けるものとする。ただし、被災中小企業施設・設備整備支援事業が終了する年度においては、事業終了後3か月以内に事業実績報告書の提出を受けるものとする。

4 知事は、第1項若しくは第2項の承認をしたとき、又は前項の報告を受けたときは、速やかに機構に報告するものとする。

5 知事は、財団が第1項の承認又は第2項の変更承認を受けた事業計画に記載された事業の遂行が困難となった場合は、財団から熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業事故報告書（別記第8号様式）の提出を受け、必要な指示をするものとする。

(貸付金の交付)

第9条 知事は、財団から貸付金交付請求書（別記第9号様式）の提出を受け、財団の資金の受入体制が整備されていると認める場合には、金銭消費貸借契約（別記第10号様式）を締結し、貸付金を交付するものとする。

第2章 貸付事業

(貸付対象者)

第10条 貸付事業の対象者は、次の各号に掲げる補助金の交付決定を受けた者とする。

- (1) 熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金
- (2) 熊本県中小企業組合共同施設等災害復旧補助金
- (3) 熊本県商店街等施設等災害復旧補助金

(貸付事業の実施期間)

第11条 貸付事業の実施期間（以下「貸付実施期間」という。）は、知事が機構から被災中小企業施設・設備整備支援事業（貸付事業）貸付金の交付を受けた日（以下、「資金交付日」という。）の2年後の日の属する事業年度末とする。

- 2 財団は、前項に規定する貸付実施期間内に、貸付金の交付を終えなければならない。
- 3 知事は、県内の復興状況等を勘案し第1項の実施期間の延長が必要と認めるときは、貸付実施期間を延長することができる。

(貸付事業に係る未使用額等)

第12条 財団は、貸付実施期間の終了後交付しなかった貸付事業の貸付金を、貸付実施期間終了後1年以内に知事に償還するものとする。

- 2 財団は、最終期限の属する事業年度末において貸付事業に係る貸付金に利息が発生している場合は、知事に償還するものとする。

(償還期限等)

第13条 県の財団に対する貸付事業に係る貸付金の償還期限は、22年以内とする。

ただし、第11条第3項の規定により、貸付実施期間を延長した場合には、償還期限に当該期間を加えるものとする。

- 2 貸付事業による貸付金の償還期限は20年以内とし、据置期間は5年以内とする。
- 3 貸付事業による貸付金の償還期限及び据置期間は、貸付対象施設の耐用年数、借入申請者の償還能力等を勘案して決定するものとする。

(貸付額)

第14条 貸付事業に係る貸付金は、第6条第1項又は第2項により承認された事業実施計画書に基づき、知事が必要と認める額とする。

- 2 財団は、借入申請者からの借入申請書に記載された金額のうち、第10条第1項の各号に掲げる補助金の事業者負担額を貸付事業に係る対象額として決定するものとする。

る。

- 3 借入申請者は、前項の対象額に対して、その1%に相当する額又は10万円のいずれか低い額を負担するものとする。

(貸付利率)

第15条 財団に対する貸付けの利率及び借入申請者に対する貸付けの利率は、無利子とする。

(償還方法)

第16条 財団の知事への償還方法は、貸付事業による貸付金の交付を受けた借入申請者(以下「借入事業者」という。)から償還された金額を、原則として年賦により償還するものとする。

- 2 借入事業者の財団への償還方法は、原則として月賦により償還するものとする。ただし、借入事業者にやむを得ない理由があると財団が認める場合は、年賦又は半年賦により償還できるものとする。

(債権保全)

第17条 財団は、原則として、貸付対象施設等を担保として徴するものとする。

- 2 財団は、借入事業者が法人の場合であって、「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会)(以下「経営者保証に関するガイドライン」という。)の趣旨に照らし必要と認める場合は、当該法人の代表者を連帯保証人として徴するものとする。

(資産計上の確認)

第18条 財団は、借入事業者に対して、貸付対象施設の整備後、速やかに固定資産台帳その他の資料により、貸付対象施設に係る資産計上の事実を書面にて確認するものとする。

- 2 前項による確認により資産計上の事実が確認できない場合は、その旨を知事に書面にて通知するとともに、借入事業者に対して貸付金の繰上償還を命じるものとする。

(貸付事業に係る借入申込み)

第19条 財団は、借入申込書からの貸付金の借入申込み(以下単に「借入申込み」という。)に当たっては、原則として次の書類の提出を受けるものとする。

- (1) 借入申込書
- (2) その他財団が必要と認める書類

- 2 財団は、既に提出を受けた借入申込みについて、その内容の変更に係る協議を受けた場合には、借入変更申請書及び前項各号に掲げる書類のうち、変更のあった書類又は不足する書類の提出を受けるものとする。

(貸付事業に係る審査)

第20条 財団は、提出を受けた前条第1項各号に掲げる書類（前条第2項の書類の提出を受けた場合は、同項に掲げる書類）の審査及び必要に応じて行う現地調査により、次の各号に定める事項について審査を行うものとする。

- (1) 償還可能性
- (2) 事業の継続性
- (3) 投資内容の妥当性

（貸付事業に係る貸付協議）

第21条 財団は、借入申込に係る審査の結果、貸付決定すべきと判断した案件について、貸付協議書（別記第11号様式）を知事に送付するものとする。

2 財団は、前項の貸付協議書の内容を変更（次条第2項に掲げる貸付承認を受けた場合であって、次の各号に掲げる事由に該当するときに限る。）しようとするときは、貸付変更協議書（別記第11号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 貸付決定額を上回るとき。
- (2) 事業計画に著しい変更が生じたとき。

（貸付事業に係る貸付承認）

第22条 知事は、前条の貸付協議書又は貸付変更協議書の提出があった場合は、その内容を審査し、貸付承認しようとするときは、機構に対し貸付協議書又は貸付変更協議書を送付するものとする。

2 知事は、前項の規定による協議により中小機構から貸付承認書を受けた場合には、貸付承認書（別記第12号様式）により財団に通知するものとする。

（貸付事業に係る貸付金の交付）

第23条 財団は、貸付けを行うこととなった案件について、当該借入申請者からの請求に基づき、貸付金を交付するものとする。

2 知事は、財団が貸付けの対象となった借入申込者への貸付金の交付を完了した場合は、当該貸付けに係る貸付実行通知書（別記第13号様式）、契約証書の写しその他契約に係る書類を提出させるものとする。

第3章 管理事業

（償還期限）

第24条 管理事業に係る貸付金の償還期限は、資金交付日の22年後の日の属する事業年度末とする。ただし、第11条第3項の規定により、貸付実施期間を延長した場合には、償還期限に当該期間を加えるものとする。

（貸付利率）

第25条 管理事業に係る貸付金の貸付利率は無利子とする。

(償還方法)

第26条 管理事業に係る貸付金の償還方法は、定期償還（原則として、一括償還とする。）とする。

(事務費充当基金の管理方法)

第27条 財団は、管理事業に係る貸付金による基金（以下「事務費充当基金」という。）を造成し、その全額を次の各号に掲げる方法により運用するものとする。

(1) 金銭債権その他の有価証券（元本保証のものに限る。）

(2) 金銭信託

(3) 預貯金

(4) その他の運用方法であって、長期にわたり有利で確実な運用が確保されているものとして知事が承認したもの

2 財団は、事務費充当基金の運用計画申請書（別記第14号様式）を提出し、知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(管理事業)

第28条 管理事業の対象業務は、財団が貸付事業を円滑かつ適正に実施するために必要な貸付決定事務、債権管理事務等とし、必要な経費は、事務費充当基金の運用益を充てるものとする。

2 財団は、管理事業の一部の業務について外部機関に委託する場合には、委託事務手続き等について事務委託要領を作成し、知事の承認を受けることとする。

3 管理事業の支出対象は、次に掲げるものとする。

(1) 貸付事業に係る貸倒引当金及び貸倒損失

(2) 財団の職員の人件費（ただし、被災中小企業施設・設備整備支援事業に専従する期間の人件費に限る。）

(3) 貸付先の決定、又は管理を行う委員等外部専門家若しくは財団の役職員の旅費

(4) 貸付先の決定、又は管理を行う委員等外部専門家に対する謝金

(5) 財団の監査に係る費用（ただし、被災中小企業施設・設備整備支援事業に係るものに限る。）

(6) 会議費、会場借料、資料購入費、印刷製本費、送金手数料、通信運搬費、備品費、消耗品費、雑役務費等の事務経費

(7) 管理事業の一部を外部機関に委託する場合の委託費

(8) 第2号から前号までの支出に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）

(9) 事務費充当基金の運用利息収入に係る租税

(10) 管理事業に必要な借入金に係る支払利息

(11) 事業実施のための金銭消費貸借契約に係る印紙税

4 前項第8号に規定する消費税等を管理事業の支出対象として計上する場合において、各年度の管理事業完了後に消費税等の申告により消費税等に係る仕入控除税額が確定したときは、当該税額の全部又は一部を未使用額として処理すること。

- 5 運用益は、第3項第1号に掲げる経費に優先的に充当するものとするものとし、その残余の額により、同項第2号から第11号までに掲げる経費に充当するものとする。

(運用益の未使用額)

第29条 財団は、毎事業年度末において、事務費充当基金から生じた運用益から管理事業費を除いた金額を未使用額として、翌年度の管理事業の原資として使用することができる。

- 2 財団は、各事業年度の管理事業費に不足が生じた場合は、翌年度以降に受け取る事務費充当基金の運用益予定額の範囲内において借入を行い、事務費充当基金の運用益を借入金等の返済等に充てることができる。
- 3 財団は、最終償還期限の年度において運用益の未使用額が発生した場合は、原則として知事に返還するものとする。この場合において、知事は、返還のあった未使用額のうち機構貸付金の割合に相当する額を機構に返還するものとする。

(管理事業に係る貸付金に対する担保)

第30条 知事は、管理事業に係る貸付金について、財団から担保を徴するものとし、財団が第27条第1項の各号に掲げる有価証券等であって、担保提供を約しているものに質権を設定しこれに充てるものとする。

- 2 知事は、原則として、財団に対する貸付けの実行前に、次の書類の提出を受けるものとする。
 - (1) 有価証券等の担保差入に関する念書
 - (2) 繰上償還に関する念書
- 3 知事は、財団が担保提供を約している有価証券等を取得した場合は、速やかに財団から有価証券等担保差入書（当該有価証券が登録社債である場合には、その質権の設定登録に関する請求書を含む。）の提出を受けるものとし、その提出を受け、質権を設定するものとする。

(基金規模の適正化)

第31条 知事は、貸付実施期間の終了日の属する事業年度末、それ以降は5事業年度ごとの事業年度末に、財団の被災中小企業施設・設備整備支援事業の実績を踏まえ、事務費充当基金の規模について検討するものとする。

- 2 前項の規定による検討の結果については、機構に報告するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による検討の結果、事務費充当基金の規模が過剰と判断した場合は、財団に繰上償還を命じ、管理事業に係る貸付金を返還させるものとする。

第4章 貸付金の管理

(最終償還期限の延長等)

第32条 知事は、財団が災害、経済事情の著しい変動、その他特別な事情により貸付金の償還が著しく困難であると認める貸付けの相手方（以下、この章において「債務

者」という。) に対し、償還を猶予する場合であって、債務者に係る知事の財団に対する貸付条件の変更を希望するときは、償還の猶予又は最終償還期限の延長を認めることができる。

- (1) 事業の継続が見込まれるものであること。
 - (2) 期限の到来した元金、支払うべき違約金について延滞がないこと。
 - (3) 貸付けに係る償還が、債務者の他の金融機関への返済と比較して著しく不利益に扱われていないと認められること。
- 2 前項の最終償還期限の延長は、当初の最終償還期限から原則として10年を限度とする。
- 3 知事は、第1項の規定に基づき、償還猶予又は最終償還期限の延長を認めた場合は、速やかに機構へ報告するものとする。
- 4 知事は、償還猶予又は最終償還期限の延長を認めた債務者の経営状況等について、財団から年1回以上報告を受けるものとする。
- 5 知事は、前項の報告を受けた場合は、速やかに機構に報告するものとする。

(期限の利益の喪失)

第33条 知事は、財団が次の各号のいずれかに該当する場合には、財団に対し、その借入金債務及びその債務から生ずる一切の債務の全部又は一部について期限の利益を喪失させることができるものとする。

- (1) 約定元金を約定期日までに償還しなかった場合
- (2) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合
- (3) 貸付金の交付を受けるにあたり又は交付を受けた後において、虚偽の申請若しくは報告をし、又は必要な報告を故意に怠った場合
- (4) 事務費充当基金を造成した後に、無断で減額した場合
- (5) 破産手続開始又は民事再生手続開始の申立てがあった場合
- (6) 他の債務につき仮差押、仮処分、強制執行、公租公課の滞納処分又は競売の申立てを受けた場合
- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合
- (8) 本事業を中止し、又は廃止した場合
- (9) 本要綱又は要綱に基づく契約に違反した場合
- (10) 財団が、その債務者から貸付金の全部又は一部について約定返済期日前に繰上返済を受けた場合又はその債務者に対して期限の利益を喪失させた場合

(違約金)

第34条 知事は、財団に対し前条第1号又は第5号から第8号までのいずれかに該当して期限の利益を喪失させたときは、財団に対し、期限の利益を喪失させた日の翌日から支払いがあった日までの日数に応じ、期限の利益を喪失させた額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求できるものとする。

- 2 知事は、財団に対し前条第2号から第4号まで又は第9号のいずれかに該当して期

限の利益を喪失させたときは、財団に対し、貸付けの日から支払いがあった日までの日数に応じ、期限の利益を喪失させた額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができるものとする。

- 3 知事は、前条第10号に該当して期限の利益を喪失させたときは、財団が債務者から支払いを受けた日の翌日から10営業日を経過した日の翌日から支払いがあった日までの日数に応じ、期限の利益を喪失させた額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができるものとする。
- 4 違約金の計算方法は次のとおりとする。
 - (1) 前3項に定める年あたりの割合は、平年又はうるう年を問わず、365日あたりの割合とする。
 - (2) 100円未満の端数金額に対しては、違約金を付さないものとする。
 - (3) 支払い期日が休日の場合であって、次の営業日に元金の支払いが行われたときの違約金の計算については支払期日に支払いがあったものとして取扱う。
 - (4) 違約金の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。

(違約金の免除)

第35条 知事は、前条第1項から第3項までに定める違約金について、財団から免除の申し出があったときは、債務者等（債務者、債務者の相続人、連帯保証人及び連帯保証人の相続人をいう。以下同じ。）が財団に対する期限の到来した元金を全て弁済した場合、債務者等の資力の状況その他の状況に応じて、違約金の全部又は一部を請求しないことができる。

(延滞債権等の管理)

第36条 財団は、債務者が倒産等の状態にある債権、償還が延滞している債権又は第32条の適用を受けている債権（以下、「延滞債権等」という。）について、知事から求められた場合には、延滞等の原因、経営状況、保証人の資産、収入及び支払能力その他債務者等の実態について報告し、その実態に応じた対応を行わなければならない。

- 2 財団は、貸付けに係る元金及び違約金（以下、「債権等」という。）が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、知事からの求めに応じ、時効を中断するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 財団は、債務者に係る債権等の償還が延滞した場合において、財団が行った債務者の実態把握に基づき、延滞状況発生報告書（別記第15号様式）その他必要な書類を提出しなければならない。

(弁済金の充当順序)

第37条 財団は、弁済金を、違約金、元金の順序で約定期日が先に到来した債権等へ充当するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、財団は次の各号のいずれかに該当する場合であって、債務者等の償還に対する誠意の有無、債務者等の償還意欲への影響等を総合的に勘案し

て、充当順序を変更することが徴収上有利であると認められる場合には、充当順序を変更することができる。

- (1) 債務者が事業を継続して実施する場合であって、充当順序の変更なしでは、弁済に大幅な期間を要すると判断される場合
- (2) 債務者が事業を継続して実施している以外の場合であっては、担保権の実行により債権等の全額回収が見込めない、又は担保権の実行が著しく困難であると判断される場合、かつ、充当順序の変更なしでは、保証人等（貸付けに係る連帯保証人及び当該連帯保証人の相続人をいう。）からの弁済に大幅な期間を要すると判断される場合

（履行延期の特約等）

第38条 財団が、延滞債権について履行期限を延長する特約をする場合において、知事に履行期限を延長する特約を求めるときは、債務者等が次の各号のいずれかに掲げる状況であり償還期限に償還できない場合に、履行期限を延長する特約をすることができる。

- (1) 債務者等が無資力又はこれに近い状態（経営者保証に関するガイドラインに基づき決定された残存資産を手元に残す場合を含む。以下同じ。）にあるとき。
- (2) 債務者等が債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、当該債務者等が現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者等について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者等が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 次条第1項各号（第1号を除く。）により償還等の免除をした後の債権等に係る弁済計画が妥当と認められるとき。

2 知事は、前項の規定により履行期限を延長する特約をする場合においては、利息を付し、又は違約金を請求するものとする。ただし、前項第1号及び第4号により履行期限を延長する特約をする場合はこの限りではない。

3 知事は、第1項の規定により履行期限を延長する特約をする場合においては、履行期限を延長する特約をする日から10年以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行期限を延長する特約をすることを妨げない。

4 第1項の規定により履行期限を延長する特約をする場合における貸付金の償還方法は、定期償還又は元金均等若しくは不均等の割賦償還の方法によるものとする。

5 知事は、第1項第1号に該当すると認められる延滞債権については、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、履行期限を延長する特約をすることができる。

(1) 物的担保について、次のいずれかの要件に該当する場合

ア 財団の貸付事業に係る担保物件が存在しないとき。

イ 当該貸付事業に係る担保物件の価値が、担保権を実行した場合の費用及び当該貸付けに優先権を有するほかの債権等の合計額を超えないと見込まれるとき。

ウ 当該担保物件の処分が著しく困難と認められるとき。

(2) 債務者等について、次のいずれかの要件に該当する場合

- ア 倒産又は事業の廃止があったとき。
- イ 債務超過の状態が長期間継続し、将来の収益の見込みが全くないとき、又は債務に比して収益力が著しく低いとき。
- ウ 災害、事故等の事情により著しい被害を受け、事業の継続が困難なとき。
- エ 死亡、行方不明（住所及び居所が不明となった日から1年以上経過したもの）その他これらに準ずる状態にあるとき。
- オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する被保護世帯又は生活困窮者（生計費の額が民事執行法施行令（昭和55年政令230号）第2条に定める額以下である者をいう。）であるとき。
- カ 資力喪失等のため金融機関が債権の放棄又は免除を行ったとき。

(償還等の免除)

第39条 知事は、財団が債務者に対する債権等について、弁済を受けることができる見込みがないと認め、債権等を放棄又は譲渡した場合で、財団が当該放棄又は譲渡に係る県の債権等の免除を求めたときは、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に、財団に対する債権等に係る償還額の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 全ての債務者等において、前条第5項各号のいずれにも該当する場合又は第40条第1項各号のいずれにも該当する場合であって、当該債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができることとなる見込みがないとき。
- (2) 債務者等について、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画認可の決定が確定した場合又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生計画認可の決定があった場合であって、かつ、他に弁済する能力のある者が存在しないとき。
- (3) 財団及びその債務者との間における裁判上の和解又は民事調停法（昭和26年法律第222号）並びに特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号、以下「特定調停法」という。）による調停が成立したとき。
- (4) 債務者が倒産又は事業の廃止等により弁済することができない状態であって、財団とその債務者に対する債権につき、弁済の責に任ずべき他の者との裁判上の和解又は調停が成立した場合であって、かつ、ほかに弁済する能力のある者が存在しないとき。
- (5) 中小企業活性化協議会の支援を受けて策定された再生計画が成立したとき。
- (6) 「私的整理に関するガイドライン」に基づく再建計画等、合理的な計画が成立したとき。
- (7) 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき保証債務の整理を行ったとき。
- (8) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理において、特定調停法による調停が成立したとき。
- (9) 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく事業計画が成立したとき。

2 前項の規定により知事が財団に対し免除に応じることができる債権等の限度額は、

財団がその債権等を放棄等した額とする。

(徴収停止)

第40条 知事は、財団の債務者に対する債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、財団が当該債務者にこれを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるものであって、債務者に対する債権の保全及び取立てに関する事務を要しないものとして整理（以下、「徴収停止」という。）する場合であって、県の財団に対する債権等の徴収停止を希望するときは、当該債権に係る債務者等が次の各号のいずれかに適合すると認められる場合に限り、以後当該債権等について徴収停止することができるものとする。ただし、物的担保（当該貸付けに係る担保物件の価額が、担保権を実行した場合の費用及び当該貸付けに対して優先権を有する他の債権等の合計額を超えないと見込まれる担保を除く。以下同じ。）の付されている債権は、徴収停止の措置はできない。

(1) 法人である債務者がある事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合（当該債務者に対する債権につき、弁済の責に任ずべき他者があり、その者について次号に掲げる事情がない場合を除く。）

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合又は次に掲げる事項に該当する場合

ア 債務者の所在が行方不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えると認められるが、その超える金額の全部を当該貸付けに対して優先権を有する他の債権等の弁済に充てなければならないと認められる場合

イ 財団の債務者が死亡した場合において、相続人が明らかでなく、かつ、相続財産の価額が強制執行の費用及び当該貸付けに対して優先権を有する他の債権等の弁済に充てなければならない金額の合計額を超えないと認められる場合

ウ 財団が債権について履行の請求後又は保全措置をとった後、債務者が国外に住所地を移転し、将来日本国内に住所地を有する見込みがなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行した場合の費用及び当該貸付けに対して優先権を有する他の債権等の弁済に充てなければならない金額の合計額を超えないと認められる場合

エ その他債務者等が第38条第5項第2号のいずれかの要件に該当し、将来にわたり回収不能と認められる場合

(3) 債務者に対する債権が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められる場合

2 知事は、徴収停止の措置を行った債権について、当該措置をとった後に事情の変更等によりその措置を維持することが不適當となったことを知ったときは、直ちにその措置を取りやめるものとする。

3 知事は、徴収停止の措置を行った債権のうち、消滅時効の期間を経過した債権については、債権の消滅の手続きを行うものとする。ただし、債務者等が財団との間で時効を援用しない場合はこの限りでない。

(財団の瑕疵による返済等)

第41条 知事は、第32条から前条までの規定に関わらず、財団が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、財団の債務者に対する貸付金の償還に遅滞がある場合にあっても、貸付条件の変更その他の措置を講じないこととし、当該債務者に係る財団に対する貸付金について、約定期日（当該貸付金について財団に対し期限の利益を喪失させたときは、支払期限）までに返済を受けるものとする。

- (1) 財団の規則等に基づき担保及び連帯保証人を適切に徴していない、又は、債権保全上の合理的な理由がなく担保及び連帯保証人の解除を行ったために、貸付金の回収が不能となったとき。
- (2) 県の基準に該当しない事由により、債務者に対する債権を放棄したとき。
- (3) 債務者に対する時効の管理を怠り、時効が成立したことにより、貸付金の回収が不能となったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、財団の責めに帰すべき事由により貸付金の回収が不能となったとき。

第5章 雑則

(監督・報告の徴収等)

第42条 知事は、必要があると認めるときは、財団に対し必要な報告を求め、又は知事が任命する職員をして必要な場所に立ち入り、貸付金に係る事業の内容、帳簿、書類等を調査させることができる。

(規程類の協議)

第43条 財団は、支援事業に関し規程、基準又はその他の定めを制定又は改正しようとするときは、知事の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年8月5日から施行し、平成28年度予算に係る貸付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降各年度において、当該貸付金に係る予算が成立した場合にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）9月29日から施行する。

別記第1号様式（第6条第1項関係）

番 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

住 所
名 称
代表者名 印

熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る事業実施計画書
及び貸付要綱の承認申請について

熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業を実施するにあたり、下記のとおり事業実施計画書及び貸付要綱を定めましたので、申請します。

記

1 事業実施全体計画

（金額単位：千円）

	貸付事業		運用益	管理事業	
	貸付額	償還額		事務経費	貸倒引当額
初年度					
2年度					
3年度					
4年度					
5年度					
6年度					
7年度					
8年度					
9年度					
10年度					
11年度					
12年度					
13年度					
14年度					
15年度					
16年度					
17年度					
18年度					
19年度					
20年度					
21年度					
22年度					
合計					

※各年度の想定額を記載（貸倒引当金は、当該年度の貸付額×貸倒率を記載）

事務費充当基金の予定額： 千円
（想定利回り : %／年）

2 貸付事業に係る貸付額の根拠

3 貸付事業に係る貸付金の債権管理の方法

(別添)

熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る貸付要綱

別記様式第2号（第6条第1項関係）

商金第 号
平成 年 月 日

公益財団法人くまもと産業支援財団
理事長 様

熊本県知事 印

熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る事業実施計画（変更）承諾書

平成 年 月 日付け 第 号をもって承認申請のありました熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る事業実施承認書及び貸付要綱について、承認しましたので通知します。

別記第3号様式（第6条第2項関係）

番 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

住 所
名 称
代表者名 印

熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る事業実施変更申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって承認をされました事業実施計画書につきまして、下記のとおり変更したいので、変更申請します。

記

	変更前	変更後
変更事項		
変更理由		

別記第4号様式（第8条第1項関係）

番 号
平成 年 月 日

熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業計画申請書
（平成 年度事業分）

住所
名称
代表者名 印

熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（平成 年度事業分）について、下記のとおり実施したいので、申請します。

記

1 事業実施期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

2 貸付事業に係る事業計画

(1) 今年度の貸付事業の実施予定（貸付実施期間終了後の翌年度まで記載）

貸付決定件数： 件 / 交付件数： 件

貸付決定金額： 千円 / 交付金額： 千円

(2) 今年度の貸付事業の償還予定

償還予定額： 千円

(3) 今年度の償還免除予定

免除予定額： 千円

3 管理事業に係る事業計画

(1) 管理事業に要する費用

今年度の管理事業費： 千円（詳細な内訳については別紙）

(2) 今年度の事務費充当基金の運用益： 千円

昨年度末の管理事業費未使用額： 千円

今年度の管理事業に係る借入額： 千円

(3) 事務費充当基金の額（運用方法を変更するもの）

ア 昨年度までの運用方法：（名称）・（期間）・（金額 千円）

今年度の運用方法①：（名称）・（期間）・（金額 千円）

今年度の運用方法①：（名称）・（期間）・（金額 千円）

変更理由：満期・解約（理由）

イ（その他必要に応じて記載）

別記第5号様式（第8条第1項、第2項関係）

商金第 号
平成 年 月 日

公益財団法人くまもと産業支援財団
理事長 様

熊本県知事 印

熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業計画（変更）承認書
（平成 年度事業分）

平成 年 月 日付け 第 号をもって承認申請のありました熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業計画について、承認しましたので通知します。

別記第6号様式（第8条第2項関係）

平成 年 月 日
番 号

熊本県知事 様

住 所
名 称
代表者名 印

熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業計画変更申請書
（平成 年度事業分）

平成 年 月 日付け 第 号により承認を受けた平成 年度に係る熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業について、下記のとおり変更したいので、変更申請します。

記

	変更前	変更後
変更事項		
変更理由		

（添付書類）

- 1 本申請書を提出する場合には、変更事項の内訳として、変更前の事業計画を明らかにした書類（別紙）
- 2 事業実施計画書の変更部分を明らかにした書類

別記第7号様式（第8条第3項関係）

熊本県知事 様

住所
名称
代表者名

番 号
年 月 日
印

年度 熊本地震被災中小企業施設・設備整備支援事業実績報告書
年度に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業の実績について、下記のと
おり報告します。

記

1 事業実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 貸付事業に係る事業実績

(1) 今年度の貸付事業の実績（別紙1）

貸付決定件数 件 / 交付件数 件
貸付決定金額 千円 / 交付金額 千円
償還額 千円

(2) 今年度の免除の実績

免除額 千円

3 管理事業（引当準備金及び事務費）に係る事業実績

(1) 管理事業に要した費用

今年度の管理事業費（内訳については別紙2） 円
今年度末の管理事業費未使用額 円

(2) 今年度の事務費充当基金（管理事業に係る基金）の運用益

今年度の管理事業に係る借入額 円
今年度末の管理事業に係る借入残高 円

(3) 事務費充当基金（管理事業に係る基金）の額

（詳細は別紙3） 円

別紙 1

貸付事業実績

年 月 日現在

1 予算執行状況

(金額単位：千円)

年度受入額	年度執行額	
受入累計額	執行累計額	予算執行残

2 貸付状況

(金額単位：千円)

区分	申込		決定		融資実行	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H 年度						
第1四半期						
第2四半期						
第3四半期						
第4四半期						
H 年度						
H 年度						
H 年度						
H 年度						
合計						

別紙2

管理事業費内訳

(金額単位：円)

区分	目	節	補助事業に 要する経費	補助対象経費	備考	
貸倒 引当金	貸倒 引当金	準備金				
事務費	人件費	人件費				
		謝金				
	旅費	職員等旅費				
		委員等旅費				
	事務費	事務費	通信運搬費			
			消耗品費			
			渉外費			
			使用料及び賃借料			
			保守点検費			
			委託費			
			支払手数料			
			公租公課			
			負担金			
			リース債務返済(減価 償却費)			
	小 計					
合 計 (貸倒引当金+事務費)						

別紙3

年度の運用方法は次の通り

銘 柄		額面 (円)	取得価額 (円)
管理 事業費			
小 計			
事務 費			
小 計			
合 計			

別記第8号様式（第8条第5項関係）

平成 年 月 日
番 号

熊本県知事 様

住 所
名 称
代表者名 印

熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業事故報告書
（平成 年度事業分）

平成 年 月 日付け 第 号により承認を受けた平成 年度に係る熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業について、下記のとおり事故があったので、報告します。

- 1 事業の進捗状況（貸付事業・管理事業）
- 2 当該年度の事業に要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置

別記第9号様式（第9条第1項関係）

平成 年 月 日
番 号

熊本県知事 様

住 所
名 称
代表者名 印

熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る貸付金交付請求書
平成 年 月 日付け 第 号をもって貴県から事業実施計画により承認
を受けた貸付金について、下記のとおり交付していただきますようお願いします。

記

1 資金名

2 交付請求金額	貸付金（貸付事業）	金	円
	貸付金（管理事業）	金	円
	合 計	金	円

3 貸付金の交付希望年月日 平成 年 月 日

4 振込先

金融機関	支店	預金区分	口座番号	口座名義人

6 振込希望日に資金交付を必要とする理由

7 資金造成実施予定時期（貸付金（管理事業）を交付請求する場合）

* 貸付金（管理事業）を交付請求する場合は、定款及び直近の財務諸表を添付すること。

別記第10号様式（第9条第1項関係）

被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金貸借契約書

熊本県（以下「甲」という。）と公益財団法人くまもと産業支援財団（以下「乙」という。）とは、熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金貸付要綱（平成28年 月 日施行。以下「要綱」という。）に基づく貸付事業及び管理事業（以下、「支援事業」という。）に係る貸付けについて、次のとおり金銭消費貸借契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、乙に対して、次に掲げる要綱に基づく支援事業を行うために必要な資金を貸付け、乙は、貸付金を借り受ける。

- （1）貸付事業 要綱第2条第1項第1号に規定する被災中小企業事業者等に対して資金の貸付けを行う事業
- （2）管理事業 要綱第2条第1項第2号に規定する貸付事業を実施するために必要な事務を行う事業（事務費充当基金の管理を含む。）

（役割）

第2条 甲及び乙は、支援事業の実施に当たり、次の役割を担う。

- （1）甲 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「機構」という。）から支援事業に係る貸付金を借入れ、自らが拠出する額を加えて支援事業実施のための資金を乙に対し貸し付けること。
 - （2）乙 支援事業における支援事業者として、前号に掲げる甲からの貸付金により、支援事業を遂行すること。
- 2 甲及び乙は、支援事業の実施に当たり、要綱のほか機構が定める熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則（以下、「準則」という。）によるものとする。

（契約金額）

第3条 甲は、乙に対して、金 円を貸し付けるものとする。支援事業の各事業毎の内訳は次の各号のとおりとする。

- （1）貸付事業 金 円
- （2）管理事業 金 円

2 前項の貸付金（以下、「貸付金」という。）は、要綱第9条の規定に基づいて貸し付けるものとする。

（償還期限及び償還方法）

第4条 乙が、甲に償還する貸付事業の貸付金の貸付実施期間、償還期限及び償還方法は次のとおりとする。

- （1）貸付実施期間 年 月 日から 年 月 日
- （2）償還期限 年 月 日
- （3）償還方法

ア 未貸付額 乙は、貸付実施期間の翌事業年度末日までに甲に償還するものとする。

イ 貸付額 乙は、毎事業年度末日までに、乙が貸付事業による貸付金を貸し付けた借入事業者から償還のあった金額を償還するものとする。ただし、最終償還期日を除く。

2 乙が、甲に償還する管理事業の貸付金の償還期限及び償還方法は次のとおりとする。

(1) 償還期限 年 月 日

(2) 償還方法

乙は、原則として一括償還するものとする。

3 乙が、災害、経済事情の著しい変動、その他特別な事情により貸付金の償還が著しく困難と認められる場合には、両者協議の上、対応を検討するものとする。

(利率)

第5条 貸付金は無利息とする。

(期限の利益の喪失)

第6条 乙が、次の各号の一に該当し、甲から請求を受けたときは、乙は甲に対し、甲の請求するところに従い、本借入金債務及びその債務から生ずる一切の債務の全部又は一部について期限の利益を失い、直ちに期限の利益を失った債務を弁済する。

(1) 乙が本借入金を乙への借入金入金の翌日（貸付事業に係る貸付金にあっては、貸付承認書の受領日）から3日以内（ただし、国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日、12月31日から翌年の1月3日までの日、土曜日及び日曜日（以下「休日」という。）はこの3日の計算に含めない。）に、次条の規定に従って使用しなかった場合

(2) 乙が甲に対し、約定返済元金又は利息を約定支払期日の翌日から10日以内（ただし、休日はこの10日の計算に含めない。）に支払わなかった場合

(3) 乙が、本契約に定めた約定の一にでも違反した場合又は約定に基づく甲の指示に従わない場合

2 乙がその貸付の相手方（以下「丙」という。）に対する貸付金の全部又は一部について、当該貸付金の約定返済期日前に丙から繰上返済を受けた場合又は丙に対し期限の利益を喪失させた場合は、乙は甲に対し、乙の甲に対する借入金のうち、丙から繰上返済を受けた額又は乙が丙に対して期限の利益を喪失させた債務額について期限の利益を喪失し、これを直ちに弁済する。

(資金の用途)

第7条 乙は、本借入金を、独立行政法人中小企業基盤整備機構法関連法令、準則及び要綱に定めるところに従って支援事業にのみ使用しなければならないが、甲の承認を受けた場合を除いて用途を変更してはならない。

2 乙は本借入金の用途を経理上明らかにしておくものとする。

3 乙は貸付事業及び管理事業に係る経理は、それぞれ他の経理と区分して整理するものとする。

(違約金)

第8条 乙が第6条第1項第1号に該当して期限の利益を喪失した場合において、乙が甲から違約金の請求を受けたときは、乙は甲に対し、本借入金債務の他に、期限の利益を喪失した額に対する本借入金が入金した日から支払済みまで年10.75パーセントの割合による違約金（日割に換算する場合は、365分の1とする。）を直ちに支払う。

2 乙が第6条第1項第2号及び第3号に該当して期限の利益を喪失した場合において、乙が甲から違約金の請求を受けたときは、乙は甲に対し、本借入金債務の他に、期限の利益を喪失した額に対する期限の利益喪失日の翌日から支払済みまで年10.75パーセントの割合による違約金（日割に換算する場合は365分の1とする。）を直ちに支払う。

3 乙が第6条第2項により乙の甲に対する債務の期限の利益を喪失した場合において、乙が甲から違約金の請求を受けたときは、乙は甲に対し、本借入金債務の他に、期限の利益を喪失した額に対する期限の利益喪失日の翌日から起算して6月を経過した日（以下本項において「支払期日」という。）の翌日から支払済みまで年10.75パーセントの割合による違約金（日割に換算する場合は365分の1とする。）を直ちに支払う。なお、支払期日までに期限の利益を喪失した額が支払われた場合、甲は乙に対し当該違約金を請求することはできない。

4 乙が甲に対し、約定返済元本を約定支払期日の翌日から10日以内（但し、休日はこの10日の計算に含めない。）に支払わなかった場合において、乙が甲から違約金の請求を受けたときは、乙は甲に対し、本借入金債務の他に、約定返済元本に不足する額に対する約定支払期日の翌日から起算して10日（但し、休日はこの10日の計算に含めない。）が経過した日の翌日から支払済みまで（但し、本条第2項及び3項が適用される場合には、期限の利益を喪失した額については、期限の利益喪失日まで）年10.75パーセントの割合による違約金（日割に換算する場合は365分の1とする。）を直ちに支払う。但し、本条第1項が適用される場合には、期限の利益を喪失した額については、この限りではない。

（乙丙間の違約金等）

第9条 甲が、乙に対する貸付金の全部又は一部について期限の利益を喪失させた場合であって、次の各号の一に該当することを理由に丙に対して違約金又はそれに類する金銭（以下「違約金等」という。）を請求しこれを受領したときは、乙は甲に対し、乙が丙から受領した違約金等の額の金銭を支払う。

（1）丙が、乙からの借入金を借入れの目的に違反して使用し、又は借入れ後合理的理由なく直ちに使用しないとき

（2）丙が、乙からの借入れに際し、又は借入れ後借入金債務の全部を弁済するまでの間において、乙に対して事実上相違した申出若しくは報告をし、又は必要な事実の申出若しくは報告を怠ったとき

（3）丙が乙との契約の内容の一にでも違反したとき又は契約に基づく乙の指示に従わないとき

（4）前3号の他、乙が、丙の乙に対する債務の履行遅延以外の理由により、乙丙間の契約の基づき丙に対して違約金等を請求することが妥当と判断するとき

(未使用額)

第10条 乙は、甲からの借入金をもって設けた基金の運用益に未使用額が発生しているときは、乙は甲に対し、当該未使用額を支払う。

(弁済の充当)

第11条 乙は、甲に対し本債務及びその他の甲に対する債務の全額に足りない返済をしたときは、甲がその返済金を甲が定める順序及び方法により充当することを承認する。

(債務の支払方法)

第12条 乙は、本契約上の甲に対する支払を、甲が別に発行する納入通知書により、甲の指定金融機関等に納入するものとする。

(貸付条件の変更)

第13条 甲は、乙が丙に対して、災害、経済事情の著しい変動、その他特別の事情により貸付金の償還が著しく困難であると認め、乙の丙に対する貸付金の貸付条件の変更をする場合において、乙が丙に対する貸付条件を変更することについて十分な理由があると甲が認めるときは、当該貸付条件の変更に係る甲の乙に対する貸付金の貸付条件を変更することができる。

2 前項の貸付条件の変更にあたっては、要綱の規定に基づき適正に行うものとする。

(償還等の免除)

第14条 甲は、乙が前条の規定により甲と履行延期の特約をした債務で甲に対する当初の償還期限（当初の償還期限後に履行延期の特約をした場合には、最初に履行延期の特約をした日）から10年を経過したものに係る丙に対して、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができることとなる見込みがないと認め、乙の丙に対する債権並びにこれらに係る利息及び違約金等を免除する場合において、乙が丙に対する債権並びにこれらに係る利息及び違約金等を免除することについて十分な理由があると甲が認めるときは、当該免除に係る甲の乙に対する債権並びにこれらに係る利息及び違約金等を免除することができる。

(徴収停止)

第15条 甲は、乙が甲の乙に対する債権で償還期限（第13条により履行延期の特約をした場合は延期された期限）後相当の期間を経過してもなお完済されていないものに係る丙に対して、丙の乙に対する債務の弁済が著しく困難又は不適當であると認め、乙の丙に対する債権の保全及び取立てに関する事務を要しないものとして整理（以下「徴収停止」という。）をする場合において、乙が丙に対する債権の徴収停止することについて十分な理由があると甲が認めるときは、当該徴収停止に係る甲の乙に対する債権について、徴収停止することができる。

(乙の返済義務)

第16条 前3条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、乙の丙に対する貸付金の回収が遅滞又は不能の場合であっても、甲は乙に対し、前3条に定める貸付条件の変更、償還等の免除又は徴収停止することはなく、乙は甲に対する本件借入金の返済義務を失わず、乙は甲に対し、本件借入金を約定期日（甲が乙に対して期限の利益の喪失を請求した時は、期限の利益喪失日まで）に返済する。

- (1) 乙が乙の規則等に定める物的人的担保の設定を怠り、又は債権保全上の合理的理由なく物的人的担保の解除をしたために丙からの回収が不能となった場合
- (2) 乙が甲の要綱に定める基準に該当しない理由により丙に対する債権を放棄した場合
- (3) 乙が丙に対する債権の時効の管理を怠り丙からの回収が不能となった場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、乙の責めに帰すべき事由により丙からの回収が不能となった場合

2 第13条から第15条までの甲の判断に関し、乙が甲に対して適切な情報を伝えず、そのため甲が適正な判断をすることができなかつたと甲が認める場合、甲は乙に対して、第13条から第15条に基づき行った貸付条件の変更、償還等の免除又は徴収停止を取消することができる。

(契約書の紛失等)

第17条 乙は、本契約書が事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失、滅失又は損傷した場合には、甲の請求により代わり契約書等を差し入れるものとし、及び甲の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済することを承認する。

(報告)

第18条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、その都度速やかに甲に報告し、乙は甲の指示するところに従うものとする。

- (1) 乙の丙に対する債権の保全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれのある場合
- (2) 乙が丙に対する貸付金の全部又は一部について、当該貸付金の約定返済期日前に丙から繰上返済を受ける場合又は丙に対し期限の利益を喪失させる場合
- (3) 乙が、第6条第2項に該当する場合において、乙が丙から違約金又はそれに類する金銭の支払いを受ける場合
- (4) 乙が、丙に対し第9条に規定する違約金等を請求する場合又は、丙から当該違約金等の支払いを受ける場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、本借入金に関し、甲から報告を求められた場合

(調査)

第19条 甲が乙に対し、本借入金に関し、帳簿その他の資料の閲覧、謄写を求めた場合は、乙は甲に対し、直ちに、資料を閲覧に供し又は乙の費用負担にて謄写させるものとする。

2 甲は乙に対し、丙の経営状態、丙の保証人の資力状態、乙と丙間の交渉その他の状況についての調査、資料の作成を求めることができ、乙は丙に対して甲の以上の要求に従うとともに、甲の求めがあれば甲が丙の方で調査することについて、丙の同意を得ることができるよう乙丙間の契約で合意しておくものとする。

(費用負担)

第20条 乙は、本契約に関する一切の費用を負担するものとする。

(協力業務等)

第21条 乙は、甲が貸付金に関して行う検査の実施に協力するものとする。

2 乙は、甲が貸付金に関して行う指示に従うものとする。

(その他)

第22条 この契約の条項につき、変更を必要とする理由が生じたときは、甲乙協議の上、契約の変更を行うことができる。

2 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じた時は、要綱に基づくほか、甲乙協議して決めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 熊本県
代表者 熊本県知事

乙

別記第11号様式（第21条第1項、第2項関係）

平成 年 月 日
番 号

熊本県知事 様

住 所
名 称
代表者名 印

貸付（変更）協議書

熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る貸付事業につきまして、下記により借入申込みが提出されましたので、貸付実行について協議（変更協議）します。

- 1 被災中小企業者等 法人名：
住所：
代表者名：
- 2 借入希望金額 金 円
- 3 貸付条件：償還期間 年
：据置期間 年
：償還方法 月賦・半年賦・年賦
- 4 対象事業 準則第5条第1項第 号に規定する事業
- 5 事業の概要
- (6 変更内容)
- (7 変更理由)

(添付資料)

- 1 借入申込書その他の提出書類の写し
- 2 その他必要と認められた書類
- 3 借入申込に対する調書（別表のとおり）
- 4 案件が多数の場合は、借入希望額の取りまとめ表

(別表)
借入申込書に対する調書

貸付先		(どれかにチェック) 借入対象事業	<input type="checkbox"/> 熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に対する貸付け	
			<input type="checkbox"/> 熊本県中小企業協同組合共同施設等災害復旧補助金に対する貸付け	
住所			<input type="checkbox"/> 熊本県商店街等施設等災害復旧補助金に対する貸付け	
資本金	千円			
従業員数	人	主たる事業		
事業実績	平成 年度	平成 年度	平成 年度	
売上高	千円	千円	千円	千円
税引後利益	千円	千円	千円	千円
減価償却費	千円	千円	千円	千円
資金調達	千円	既往長期借入金		千円
借入申請額	千円	貸付対象施設 (種類)		金額 (単価×台数等)
補助金	千円	①		
自己資金	千円	②		
その他借入金	千円	③		

収支計画	平成 年度	平成 年度	平成 年度
収入	千円	千円	千円
支出	千円	千円	千円
税引後利益	千円	千円	千円
減価償却費	千円	千円	千円
償還計画	既往長期借入金 (A)	千円	[(A) + (B)] / [(C) + (D)]
	借入申請額 (B)	千円	
	当年度税引後利益 (C)	千円	年
	当年度減価償却費 (D)	千円	貸付期間 年
財団意見欄 (借入申請者の留意事項等)			
県意見欄 (借入申請者の留意事項、助言を実施した場合の対応状況、地域経済の維持・発展との整合等)			
機構意見欄			

別記第12号様式（第22条第2項関係）

第 号
平成 年 月 日

住 所
名 称
代表者名 様

熊本県知事 印

貸付承認（不承認）書

平成 年 月 日付 号により貸付（変更）協議のありました件につきまして、下記による貸付けを承認します（承認できません）。

記

- 貸付の相手方 法人名：
住所：
代表者名：
- 貸付承認金額 金 円
- 貸付条件 償還期間 年
据置期間 年
償還方法 月賦・半年賦・年賦

別記第13号様式（第23条第2項関係）

平成 年 月 日
番 号

熊本県知事 様

住 所
名 称
代表者名 印

貸付実行通知書

平成 年 月 日付 号により貸付承認のありました件につきまして、下記により貸付けを実行しましたので通知します。

記

- | | |
|------------|-----------|
| 1 貸付けの相手方 | 法人名： |
| | 住所： |
| | 代表者名： |
| 2 貸付金額 | 金 円 |
| 3 貸付契約の締結日 | 平成 年 月 日 |
| 4 貸付条件 | 平成 年 月 日 |
| 償還期限 | 年 |
| 据置期間 | |
| 償還方法 | 月賦・半年賦・年賦 |

（添付資料）

- 1 金銭消費貸借契約書等の写し
- 2 貸付対象施設等に係る抵当権設定契約書等の写し
- 3 金銭支払保証契約書の写し等
- 4 その他の貸付けに際しての必要書類

別記第14号様式（第27条第2項関係）

平成 年 月 日
番 号

熊本県知事 様

住 所
名 称
代表者名 印

運用計画（変更）申請書

平成 年 月 日に資金の交付を受けた熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業のうち管理事業に係る資金をもって、下記により事務費充当基金を造成したいので、（変更）申請します。

運用方法	運用期間	運用金額	年利回り

別記第15号様式（第36条第3項関係）

平成 年 月 日
番 号

熊本県知事 様

住 所
名 称
代表者名 印

延滞状況発生報告書

平成 年 月 日付け 第 号により貸付決定を受け、平成 年 月 日付け資金を交付した下記の者について、償還が延滞し、下記の状況が生じたので、報告します。

記

貸付先 :
貸付日 : 平成 年 月 日
貸付元高 : 千円
貸付残高 : 千円
償還延滞始期 : 平成 年 月 日
償還延滞理由 :